

韓国観光客誘致事業（メディア・インフルエンサーを活用した 情報発信事業）業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、韓国において、富山県及び岐阜県の観光の魅力について、メディア・インフルエンサーを活用して情報発信することにより、両地域の認知度を向上させ、韓国からの更なる誘客を図ることを目的とする。

2 委託業務名

韓国観光客誘致事業（メディア・インフルエンサーを活用した情報発信事業）業務

3 主な業務内容

別添「韓国観光客誘致事業（メディア・インフルエンサーを活用した情報発信事業）業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

5 委託上限額

1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この上限額とは別に契約手続の中で予定価格を設定する。

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または

- 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

7 参加手続

（1）プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年8月31日（月）17時まで（必着）までに「参加申込書」（様式1）を電子メールで提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

提出先 富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会
(事務局)
富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合、令和8年8月31日(月)17時まで(必着)までに、「質問票」(様式2)を電子メールにより提出すること(必ず電話で着信確認すること)。

提出先 富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会
(事務局)
富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

その他

- ・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けないものとする。
- ・質問に対する回答は、原則として令和8年9月2日(水)までに富山県のホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次のとおり企画提案書等を電子メールにより提出すること(必ず電話で着信確認すること)。

(1) 提出期限

令和8年9月9日(水)17時(必着)

(2) 提出先

富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会
(事務局)
富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出書類

①企画提案書(任意様式、A4版で最大10ページ以内)

ア 別紙仕様書を参照の上、提案書には以下を含めること。

- ・別紙仕様書に示す業務内容に対する企画提案

イ 別紙仕様書に示す業務以外に追加可能な独自企画があれば提案すること。

②会社の組織体制等(任意様式)

※別紙の参考様式3-1、3-2、3-3を用いても可

- ア 会社の業務概要
 - イ 検討業務等を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等
- ③経費見積書（任意様式、A 4 縦で 1 ページ以内（片面 1 枚））
- ア 本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること。
 - イ 上記 5 の予算の範囲で作成すること。

9 審査

（１）審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を契約候補者として採用する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

（２）審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

（３）審査結果の通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

（４）失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ②他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④その他、本実施要領に違反する行為があった場合

10 その他

- （１）企画提案書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- （２）契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議するものとする。
- （３）委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- （４）委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。

- (5) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会に属するものとする。

11 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) プロポーザル参加申込締切 | 令和8年8月31日(月) |
| (2) プロポーザル質問書提出締切 | 8月31日(月) |
| (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 9月9日(水) |
| (4) 書面審査 | 9月10日(木)以降 |
| (5) 審査結果の通知・契約候補者の決定 | 9月下旬 |

12 提出・問合せ先

富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会
(事務局)

富山県観光推進局観光振興室国際観光課 眞嶋
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL: 076-444-8752 FAX: 076-444-4404
E-mail: ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp